社労士 ふ く し ま 月間情報 No.273
2020.4 月号

福島県社会保険労務士会
発行担当者　広報委員会
http://fukushima-sr.jp
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp
〒960-8252
福島市御山字三本松 19-3
TEL０２４－５３５－４４３０
FAX０２４－５３４－５４３２

【添付文書】

【日本年金機構】被保険者資格証明書の交付申請について

別添（P10）の周知依頼がございました。

重要なご連絡となりますので、必ず文書をご確認いただけますようお願いいたします。

1．【日本年金機構】算定基礎届等の社会保険労務士への一括送付にかかる取扱いについて（P11～）

県　会　情　報

1. 新型コロナウィルスによる雇用関係助成金　セミナー動画無料提供について

この度、労働新聞社より以下のセミナー動画について無料で提供いただきました。ぜひ、ご活用ください。

なお、3 月 31 日現在の内容のため 4 月 10 日に発出された拡充について説明はありませんのでご容赦ください。

『新型コロナウィルスによる雇用関係助成金
助成金活用と申請　おさえておきたいポイント』
講師：ドリームサポート社会保険労務士法人
特定社会保険労務士　安中　繁　氏

視聴については、県会ＨＰ会員専用ページ『お知らせ』よりご確認ください。

2. 総会日程のご案内

令和２年度総会について、下記日程で開催予定です。
ただし状況をみて内容について変更が生じる場合がありますのでご了承ください。

日　時　：　令和２年　６月１８日（木）　１３時～（予定）
場　所　：　Ｊヴィレッジ（双葉郡楢葉町・広野町）

※開催案内、議案書等は後日送付いたします。

3. 「令和元年度倫理研修」の開催について

令和元年度倫理研修（令和 2 年 3 月 12 日開催予定）について新型コロナウィルス感染症感染拡大の影響を受け、中止といたしました。（受講者については案内済み）

いまだ収束の見込みがないため、令和 2 年度の倫理研修とあわせて開催することで、検討してまいります。

受講対象者の方には、改めてご連絡をさせていただきます。

4. 4 月 27 日「社労士会労働紛争解決センター福島研修会」開催中止について

この度の新型コロナウィルス感染症感染拡大の影響を受け、令和 2 年 4 月 27 日に予定しておりました「社労士会労働紛争解決センター福島研修会」については、中止とさせていただきました。

5. 福島県社労士会総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	社労士会総合相談所			
	労　働		年　金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
元年度(2 月)	7 件	7 件	12 件	12 件
3/25(水)	0 件	0 件	1 件	1 件
今年度実績	7 件	7 件	13 件	13 件
総計	H15.6～R2.3　184 件		H19.7～R2.3　136 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労　働		年　金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
3/18～4/8	1 件	1 件	0 件	0 件

＜次回相談員＞
○社労士会総合相談所
【4/22】　田中竜夫
　　渡邉浩美
○被災者支援相談会
【4/15】　坂巻量仁
【4/29】【5/6】休み
【5/13】　諸橋千恵子

＜相談内容＞※過去に相談所・相談会で受けた相談内容を情報提供いたします。
【賃金】時間外労働について、時間の把握と賃金の計算方法について相談したい。
【社会保険】去年の 4 月から雇用保険料が給与から天引きされていない。もうすぐ 65 歳で、定年後の延長も終わるが、年金給付及び雇用保険給付はどうなるのか。

6. 県会ＨＰ会員専用ページ「情報ＢＯＸ」掲載情報（3 月 14 日～4 月 14 日）

以下について、県会ＨＰ会員専用ページに掲載されております。
http://fukushima-sr.jp/member/
※情報は随時更新いたしますので、ご確認をお願いいたします。

- ◆ 民法改正等に伴う小規模企業共済法等の改正について
- ◆ 電子申請による届出にかかる添付書類の取扱いについて
- ◆ 厚生労働大臣が定める現物給与の価額について
- ◆ 算定基礎届等の社会保険労務士への一括送付にかかる取扱いについて
- ◆ 「マイナビ学生の窓口」内特設サイト「自分にぴったりな働き方とは？仕事選びの第一歩」公開のご案内
- ◆ 国際労働機関（ILO）との覚書（MOC）締結について
- ◆ リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止の徹底について
- ◆ 日雇特例被保険者の保険料等の改正について
- ◆ 令和 2 年度における林業の安全対策の推進について（要請）
- ◆ 全国安全週間の実施について
- ◆ 令和 2 年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について
- ◆ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について
- ◆ 被保険者資格証明書の交付申請について
- ◆ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について
- ◆ 電話相談窓口「職場のトラブル相談ダイヤル」及び「新型コロナウィルス感染症対応のための労務管理・労働相談ダイヤルの開設等について」について
- ◆ 電子申請による届出に係る取り扱いについて、「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」の一部改正について及び社会保険労務士の電子申請における雇用保険関係手続に係る事業主の電子署名の省略について
- ◆ 中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業「令和 2 年度仕事と家庭の両立支援プランナー応募概要」
- ◆ 福島県魅力ある職場づくり推進協議会通信第 34 号
- ◆ 福島県労働審議会委員公募のお知らせについて（依頼）
- ◆ 国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件等について
- ◆ 東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて
- ◆ 雇用保険制度に関する周知について
- ◆ 「国民年金法施行令等の一部を改正する政令、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の

納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行について
- ◆ 子ども・子育て支援法第 69 条に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率について
- ◆ 労働基準法、労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の改正について
- ◆ 令和 2 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）
- ◆ 令和 2 年　STOP 熱中症　クールワークキャンペーンの実施について
- ◆ 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件について
- ◆ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について
- ◆ 令和 2 年度における林業の安全対策の推進について（要請）
- ◆ 勤務間インターバル制度導入・運用マニュアルの送付について
- ◆ 第 70 回社会を明るくする運動に対する協力について
- ◆ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について
- ◆ 社会保険労務士及び社会保険労務士法人に対する懲戒処分に関する運用基準について

連合会情報

1. 社労士診断認証制度がスタートしました

労務コンプライアンスや働き方改革に取り組む企業を支援するため、2020 年 4 月よりこれらに取り組む企業に対して社労士が診断し、認証マークを発行する「社労士診断認証制度」をスタートしました。詳細は、連合会ＨＰをご確認ください。

2. 第１６回特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について

令和 2 年度第 16 回特別研修及び紛争解決手続代理業務試験の実施日程及び実施地域については、下記をご確認ください。

受講案内及び申込方法の詳細は**連合会発行「月刊社労士 5 月号、6 月号」及び「連合会ＨＰ会員専用ページ」**にてご案内予定です。

申込を忘れると受講できませんので、忘れずお申込ください。

◇第 16 回特別研修等の実施時期は以下のとおりです。

＜実施日程＞

中央発信講義・グループ研修

令和 2 年 9 月 4 日(金)～11 月 1 日（日）までの期間

※開催地により日程が違いますので、ご確認ください。

ゼミナール　令和 2 年 11 月 20 日（金）6 時間
11 月 21 日（土）6 時間
11 月 28 日（土）3 時間（午前）

代理業務試験　令和 2 年 11 月 28 日（土）2 時間（午後）

＜実施地域＞○中央発信講義
e-ラーニングによる方法とするため、地域の限定なし
○グループ研修及びゼミナール、代理業務試験
全国 7 都道府県
（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県）

＜受験申込受付期間＞　令和2年6月15日（月）～6月29日（金）

3. 「求人者マイページ」からの求人申込みについて～事務代理による求人申込みに当たって～

2020年1月6日から、ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設し、会社のパソコンから求人申込みなどのサービスをご利用いただけるようになりました。

社会保険労務士の方は、事務代理により求人者マイページを通じて求人申込みを行うことができます。詳細は、連合会ＨＰ会員専用ページをご確認ください。

4. 電子申請による届出にかかる取り扱いについて、「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」の一部改正について及び社会保険労務士の電子申請における雇用保険関係手続に係る事業主の電子署名の省略について

令和2年4月以降のGビズIDを利用した申請手続きに関して、4月1日以降に証明書の新規交付を行う場合は、「提出代行に関する証明書」新様式によることとなりますが、3月31日より前に使用されていた旧様式については、委託に変更がない限り、令和2年4月1日以降も引き続き当該様式を使用して電子証明書により電子申請することができます。

詳細は、連合会ＨＰ会員専用ページをご確認ください。

5. 連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- ◆ 厚生労働大臣が定める現物給与の価額について
- ◆ 日雇特例被保険者の保険料等の改正について
- ◆ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について
- ◆ 令和２年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について
- ◆ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について
- ◆ 勤務間インターバル制度導入・運用マニュアルの送付について
- ◆ 令和２年度における林業の安全対策の推進について（要請）
- ◆ 国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件等について
- ◆ 東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民根金保険料の申請免除等の取扱いについて
- ◆ 雇用保険制度に関する周知について
- ◆ 「国民年金法施行令等の一部を改正する政令、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」施行について
- ◆ 子ども・子育て支援法第 69 条に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率について
- ◆ 労働基準法、労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の改正について
- ◆ 令和２年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）
- ◆ 令和２年　STOP!熱中症　クールワークキャンペーンの実施について
- ◆ 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件について

6. 新型コロナウィルス感染症にかかる雇用調整助成金の改善に向けた緊急アンケートの実施

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症により休業等を余儀なくされた事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置を設ける等、支援内容を拡充してきているところですが、一方、同助成金の申請にあたっての課題等も挙がってきています。

これらの状況を踏まえ、連合会では、一社でも多くの事業主と1人でも多くの労働者の雇用を守る取り組みを進めるため、同助成金が広く行き届くよう正確な情報提供や周知広報に努めるとともに、同省あてに同助成金の改善に向けた取り組みを進めるべく、現場を熟知する社労士の皆様に向けて、同助成金に関する課題や要望を広く受け付けるための緊急アンケートを実施いたします。

■概要
【対象】すべての社労士
【実施期間】 令和2年4月10日（金）～4月19日（日）
【実施方法】 連合会ＨＰ会員専用ページよりご回答ください。
■アンケート内容
雇用調整助成金に関する課題や要望について（各項目200字以内）
1. 支給対象
2. 支給要件（生産指標、実施する雇用調整等）
3. 申請手続
4. 厚生労働省からの情報発信

社労士の皆様におかれましては、本アンケート趣旨をご理解いただき、積極的にご協力いただきますようお願いします。

7. 新型コロナウィルス感染症関係情報

連合会ＨＰ会員専用ページにて、新型コロナウィルス感染症に関する情報を随時提供しております。

- 新型コロナウィルス感染症による小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等に関するコールセンターの設置を開始します
- 採用内定取り消しの防止についてのリーフレット（事業主向け）
- 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内
- 【差替】新型コロナウィルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付を開始します
- 新型コロナウィルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応について（労働局長あて）
- 新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の拡大について
- 職場における新型コロナウィルス感染症の拡大防止に向けた取組みを要請しました
- 【まとめ】【リーフレット】新型コロナウィルス感染症の影響による労働者の休業等について（3月24日現在）
- 厚生年金保険料等の猶予措置について
- 雇用調整助成金の特例措置についてもコールセンターでお問合せに対応します
- 新型コロナウィルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大について
- 新型コロナウィルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（3月24日20時現在）
- 新型コロナウィルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金特例措置を追加実施します
- 新型コロナウィルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の延長について（内容の詳細のお知らせ）
- 個人向け緊急小口資金等の特例貸付に関する相談コールセンターを設置します
- 「新卒者内定取消等特別相談窓口」を全国56カ所の新卒応援ハローワークに設置します

詳細は連合会ＨＰ会員専用ページをご確認ください。

8. 新型コロナウィルス感染症対応の緊急事態宣言発出に伴う連合会事務局業務の一部休止又は縮小について

今般発出された政府の緊急事態宣言及び東京都の要請を踏まえ、連合会では令和2年5月6日までの間、事務局業務を一部休止、縮小することといたしました。

この期間は、電話がかかりづらくなる、一部の事務処理にお時間をいただくなど、ご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞご了承くださいますようお願いいたします。

連合会の各種事業に関する問い合わせ	毎週月曜日・木曜日　11：00～15：00 TEL 03-6225-4864
社会保険労務士試験に関する問い合わせ	毎週月曜日・金曜日　11：00～15：00 TEL 03-6225-4880

関係機関だより

1. 福島県労働審議会委員公募のお知らせ・・・福島県雇用労政課

福島県では、皆様からの労働施策に関するご意見を幅広くお聴きし、県行政に反映させるため、労働審議会委員の公募を行っております。

【公募定員】1名
【公募期間】令和2年3月27日（金）から令和2年4月27日（月）まで
【申込手続】「応募申込書兼履歴書」「小論文」を提出
※様式ダウンロード、詳細については、下記ＨＰをご確認ください。
福島県雇用労政課ＨＰ
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shingikai-koubo.html

2. 最新情報を配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月３回メールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ＨＰアドレスからご登録ください。検索サイトより「協会けんぽ福島配信登録」の検索でも接続いただけます。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

3. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※　県会 HP (http://fukushima-sr.jp)への月間アクセス数情報

３月１日～31 日　総アクセス数　1,787　（内訳：新規 1,528　リピーター　259）

会務報告及び予定

3月　2日　福島県雇用労政課熊耳課長、松野氏　新型コロナウィルスに関するホットラインの設置依頼（事務局）宍戸会長
6日　広報委員会（コラッセふくしま）開催
6日　郡山支部研修会（ビッグアイ郡山）開催
9日　福島労働局監督課長　新型コロナウィルス感染症にかかる特別相談窓口への協力依頼（事務局）宍戸会長
11日　街角の年金相談センター運営部長会議（連合会WEB会議）
宍戸運営部長、丹治事務局長　出席
19日　福島労働局　佐藤室長、田中監督課長、松野監察監督官　新型コロナウィルス感染症に係る助成金の周知依頼のため訪問（事務局）宍戸会長
25日　福島県社労士会総合相談所（事務局）開催
26日　業務委員会（事務局）開催

4月　7日　福島労働局　職業安定部寺岡部長、労働基準部松田部長、雇用環境・均等室富塚室長就任ご挨拶のため訪問（事務局）宍戸会長
10日　福島支部　支部総会（福島テルサ）
15日　働き方改革労務監査委員会（オンライン会議）開催予定
16日　災害対策本部会議（オンライン会議）開催予定
17日　福島県社労士会総合相談所正副所長会議（オンライン会議）開催予定
22日　福島県社労士会総合相談所（事務局）開催予定
24日　郡山支部　支部総会　開催予定
24日　いわき支部　支部総会（グランパークホテルパネックスいわき）開催予定
24日　会津支部　支部総会（会津若松ワシントンホテル）開催予定

5月　1日　監査、総務委員会（事務局）開催予定
15日　第9回理事会（コラッセふくしま）開催予定

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾟｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	福 島	4/1 付 入会 勤務	ｾｲﾉ ｵｻﾑ 清野　修	福島市南町 87 エトワール福島第 2　706 号室 TEL:024-572-5668
		4/15 入会 勤務	鈴木智明	勤務
	郡 山	4/1 付 入会 勤務	ｹﾞﾝﾏ ﾕｷｵ 源間透雄	社会保険労務士法人みどり人事サポート 郡山市緑町 16-1 TEL 024-937-1430 FAX 024-937-1438
【変更】	福 島	P23	佐藤龍樹	事務所名称・所在地（勤務→開業） 社会保険労務士たつき事務所 福島市瀬上町字桜町 2-4-4 TEL 090-6683-4648
			大河原正	勤務→その他
	郡 山	P23	佐藤知恵子	事務所 TEL・FAX 番号 TEL 024-974-2018 FAX 024-974-2019
	会 津	P25	大塚成一	事務所名称・所在地（その他→開業） 大成社会保険労務士事務所 会津若松市河東町郡山字二本杉 3 TEL 0242-75-4428 FAX: 0242-75-4428
			庄司義信	事務所名称・所在地（勤務→開業） 庄司社会保険労務士事務所 喜多方市松山町鳥見山字下堰下 4712-3 TEL 0241-20-4968 FAX: 0241-20-4968
【付記】	いわき	P18	新妻正樹	4/1 付付記
	相 馬	P20	草野　渉	4/15 付付記
【退会】	福 島	P7	堀川　弘	3/31 付登録抹消
	郡 山	P11	鈴木正美	3/31 付登録抹消
			田母神稔	3/31 付登録抹消
			矢吹志穂	4/1 付宮城会へ異動
	会 津	P25	村山浩之	3/31 付登録抹消
	いわき	P26	小野好郎	3/31 付登録抹消
	相 馬	P20	山岸安博	3/31 付登録抹消

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るため必要な政治活動を行うことである。
政治連盟は社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の党や個人の政治目的のため活動するものではない。（社会保険労務士政治連盟運営の基本方針より要約抜粋）

【新型コロナウイルス感染症対策における要望活動】

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策について、3 月 27 日（金）公明党福島県本部（郡山市）を訪問し、若松謙維参議院議員及び今井久敏県議会議員へ下記内容の要望書を手交し、陳情を行いました。

また、3 月 28 日（土）郡山ビューホテル（郡山市）において、根本匠衆議院議員（前厚生労働大臣）との意見交換会を開催、同様に要望書を手交し、意見交換及び郡山地区固有の問題等について協議いたしました。

要望内容の要旨については次の通りです。

１．休業補償について

（１）失業給付の支給

休業手当を支払えない中小零細企業は、雇用調整助成金を利用できないため、「激甚災害法の雇用保険の特例」時の休業票と同様、退職していなくとも失業給付を受給できるようにしてほしい。また、雇用調整助成金の支給率をもっと引き上げてほしい。

（２）健康保険の傷病手当金における証明の簡易化

疾病を特定できない等の疑いの場合は、医師の労務不能証明の有無にかかわらず、又は医師の証明をより簡易にする等で、傷病手当金の支給対象とするようお願いしたい。

（３）休暇取得支援の対象者の拡大

小学生以下の子供が発熱等の風邪症状により看護が必要のために休む場合には、特別休暇により国の補助金が支給されるが、子供の看護に限らず、 配偶者や同居の親等の看護、そして労働者本人が同じ風邪等により特別休暇で休む場合も、支給対象にしてほしい 。

２．日本年金機構における電子申請 、郵送の活用について

新型コロナウイルス対策で、労働局や労基署、ハローワークは、ＨＰなどで電子申請や郵送の活用を呼びかけているので、年金事務所においても、予約がほとんどとはいえ高齢者が多いので 、来所ではなく積極的な電子申請、郵送の活用を呼びかけてはどうか。

３．子の監護のために帰郷する場合の旅費等の負担について

学校休校により、東京から祖父母のいる福島まで子供を連れてきて預かって監護しているケースで、帰郷に要する旅費交通費の負担を軽減する対策を検討いただきたい。

４．改正労働者派遣法の同一労働同一賃金に係る労使協定の取り扱いについて

改正労働者派遣法の施行が来月 1 日から開始され、同一労働同一賃金の実施にあたり、労使協定方式による対応が 90%以上を占めている中、新型コロナの影響で休業している従業員が少なくないことで、労使協定の過半数代表者の選出及び当該労使協定に基づく新制度の説明や周知に支障を来すので、改正法施行に間に合わない場合も、６カ月程度の猶予を与える等の特例措置が取れるようにしていただきたい。

５．雇用調整助成金について

雇用調整助成金における支給要件のうち、判定基礎期間における休業等の延日数が、所定労働延日数の 1/20(大企業は大企業は 1/15)以上となっているが、週 44 時間労働の特例事業場等で、支給対象外となる恐れがあるので、この基準の撤廃もしくは緩和をお願いしたい。

【3/27　公明党福島県本部へ要望書持参】
左より：大原副会長、吉田政連会長、
若松議員、今井県議

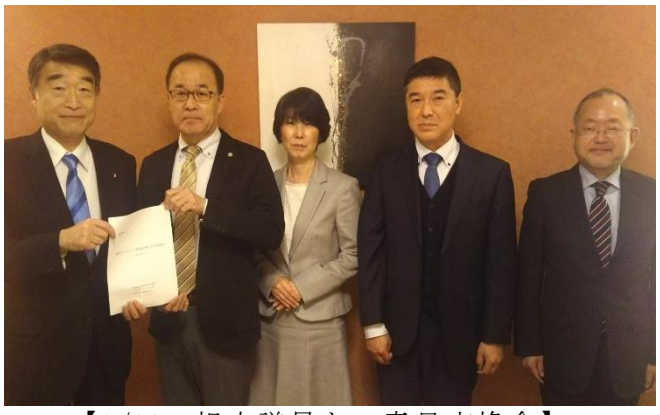

【3/28　根本議員との意見交換会】
左より：根本議員、吉田政連会長、
大原副会長、高山副会長、
田中幹事

◆若松謙維参議院議員より ※3/27

『令和２年度予算が本日無事に可決された。今回いただいた要望を含め、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策について、ＧＷを迎えるまでに雇用調整助成金の助成率の引き上げや各家庭への給付金等の補正予算を是非可決させたい。』とのお言葉をいただきました。

◆根本匠衆議院議員（前厚生労働大臣）より ※3/28

『国難だが、事業継続と雇用維持を大前提として、早期に補正予算を成立させたい。自民党の中小企業･小規模事業者政策調査会の会長をしていることもあり、今回の緊急対策については、日頃から中小企業事業主と接し、現場の実態や実務に精通している社労士皆様の生の声を聞くことができ非常に良かった。頂戴した要望やご意見を、政策や法案等に反映させられるよう努力していく。』とのお言葉をいただきました。

◇後日談

翌週、吉田政連会長宛に元厚労副大臣の衆議院議員より、また、厚生労働省の雇用調整助成金担当課長より電話があり、要望内容のうち、特に休業票の活用と雇用調整助成金の日数 1/20 以上の要件について照会があり、それぞれ詳細に説明致しました。その結果、我々の要望活動が功を奏したのか、雇用調整助成金の支給率が 9/10 へ引き上げられ、また、日数要件の 1/40 への緩和(４月 10 日現在)が実現しました。

未曽有の国難にあたり、今後も刻一刻と状況が変化していく中、我々社労士の果す役割が日増しに大きくなります。各現場での事業主や労働者の対応でご苦労されていると思いますが、政連として今後も継続して要望活動を行って参りますので、各会員におかれましては、各種の制度等でご要望等がありましたら、忌憚のないご意見を事務局までお寄せいただければ幸いです。　（福島県社会保険労務士政治連盟会長　吉田昌樹）

＊政治連盟の活動を会員の皆様に知っていただくため月間情報を利用させていただいています。(理事会にて承認) 政連に加入されていない会員にも活動が報告されますがご容赦いただけますようお願いいたします。